

変更例の部分を波線で示しています
 変更部分以外の項目も原則全て記載してください

記載例

様式第2号の2

県外産業廃棄物の県内搬入処理変更事項

令和3年12月15日

①(例) 届出者の名称の変更
 (届出者) 住所 福岡県〇〇市〇〇1-2-3
 氏名 (株) エコ〇〇 代表取締役〇〇
 (法人にあっては名称及び代表者)
 許可番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 ※届出者に関する変更の場合のみ記入

当該様式には、変更(予定)年月日以降の状況を全ての項目について記載してください。

届出者 (変更があった場合の変更前を記入)	住所 福岡県〇〇市〇〇1-2-3 氏名 〇〇産業(株) 代表取締役〇〇 (法人にあっては名称及び代表者)	TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 許可番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
--------------------------	--	---------------------------------------

県外排出事業者	住所 東京都〇〇区△△1-1-1 氏名 〇〇工業(株) (法人にあっては名称)	TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 固有番号(※1) 〇〇〇〇〇〇
---------	---	-------------------------------------

※1 産業廃棄物処分業者にあつては、その固有番号(許可番号中、下6桁の番号)

県外産業廃棄物を排出する事業場	所在地 山口県〇〇市〇〇1-1-1 名称 〇〇インダストリアル(株) 山口工場 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	③(例) 事業場の名称変更 ※排出事業場そのもの変更は新たに様式第1号により届出
特定県外産業廃棄物の受託の有無 (有・ <input checked="" type="radio"/> 無)		

県外産業廃棄物の処分を行う施設	所在地 福岡県□□市〇〇1-1-2 名称 〇〇産業(株) □□処理センター TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	④(例) 処分を行う施設の変更
-----------------	--	-----------------

種類	予定数量(※2)	収集運搬業者の氏名(法人にあっては名称)(※3)			処分の方法
1 木くず	〇〇 t	氏名	〇〇運送(株)	固有番号 〇〇〇〇〇〇	焼却
2 ガラスくず等	□□ t	氏名	自社運搬	固有番号	破碎
3 廃プラスチック	△△ t	氏名	(株) △△運送	固有番号 〇〇〇〇〇〇	選別
4	t	氏名	△△物流(株)	固有番号 〇〇〇〇〇〇	
5	t	氏名		固有番号	⑤(例) 処分の方法の変更
6	t	氏名		固有番号	
7	t	氏名		⑦(例) 収集運搬業者の変更	
8	t	氏名		固有番号	

県外産業廃棄物の搬入開始予定年月日	令和4年 1月 4日	⑧(例) 県外産業廃棄物の終了予定年月日の変更
県外産業廃棄物の終了予定年月日	令和4年 1月 29日	
変更(予定)年月日	令和4年 2月 15日	

- ※2 予定数量は重量で記載してください。産業廃棄物の体積から重量への換算は裏面換算係数を利用してください。
- ※3 収集運搬業者が複数の場合は複数行に記入してください。積み替え保管の場合であつて区間ごとに収集運搬業者が異なる場合は最終区間の業者名のみを記入してください。

別紙枚数
 1 / 1

※本紙が別紙枚数何件目にあたるか記載してください。

産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

産業廃棄物の種類		換算係数
1	燃え殻	1. 1 4
2	汚泥	1. 1 0
3	廃油	0. 9 0
4	廃酸	1. 2 5
5	廃アルカリ	1. 1 3
6	廃プラスチック	0. 3 5
7	紙くず	0. 3 0
8	木くず	0. 5 5
9	繊維くず	0. 1 2
1 0	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1. 0 0
1 1	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1. 0 0
1 2	ゴムくず	0. 5 2
1 3	金属くず	1. 1 3
1 4	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	1. 0 0
1 5	鉱さい	1. 9 3
1 6	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1. 4 8
1 7	動物のふん尿	1. 0 0
1 8	動物の死体	1. 0 0
1 9	ばいじん	1. 2 6
2 0	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1. 0 0
2 1	建設混合廃棄物	0. 2 6
2 2	廃電気機械器具	1. 0 0
2 3	感染性産業廃棄物	0. 3 0
2 4	廃石綿等	0. 3 0

（注1）上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数（t/立米）

（注2）この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

（注3）特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1から19に該当する品目の換算係数に準拠。

（注4）「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。